

平成29年度 第2回（通算第6回） 日立市立学校適正配置検討委員会 会議録

日 時 平成29年7月28日（金） 午後2時から4時まで

場 所 日立市役所 305号会議室

出席人数 (1) 委員 17人（8人欠席）  
 (2) 事務局 教育部長、学務課長、学務課課長、適正配置推進室職員  
 計22人

議 事 (1) 協議  
 基本方針の素案について

そ の 他 (1) 次回開催予定 平成29年8月下旬

協議内容

(委員長)

これまで、かなり時間をかけて、議論やご意見をいただき、アンケートなども含めて可能な限り広く議論を進めてまいりました。これらを踏まえて、事務局に、日立市立学校適正配置基本方針のたたき台として素案をまとめていただきました。

重要なことが書かれていますが、分量は多くないので、事務局から読み上げる形で、皆さんと共に確認していきたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1を読み上げながら説明。

(委員長)

素案について、説明を受けました。

ご確認やご質問がありましたら、関心のある所からで構いませんのでご発言をいただければと思います。

(A委員)

2ページの「中学校」の欄で、複数教員の配置について、詳しい説明をお願いしたい。

(事務局)

教員の配置については、県で定められており、主要5教科（国社数理英）については、学級数によって教員の配当数に違いがある。学校全体で6学級の場合は、国社英では教員が1人しか配当にならない。1人の教員が、全て（3学年分）のクラスの授業を受け持つことになる。もちろん、授業はできるが教員の負担は大きくなる。それを複数で行うこと

で負担が軽減し、その分を生徒に還元できることになる、指導の充実を図ることができるということである。主要5教科の全てで2人の配当となり、指導の充実が図れる規模として、9学級を基準としたいと考えている。

**(A委員)**

現在の県の規定を変えてもらわずに、学校の規模を大きくする、9学級を目指すということなのか。学校の適正規模を考えると同時に、現在の規定を緩やかなものにしてもらわないと、現状の枠にはめようとするとうまくいかないのではないかと。少人数教育とか、きめ細かな指導といった良い環境を目指すのであれば、そのような働きかけをしていくべきだと考える。このような会議を通して、県に提言できるといいと思う。

**(委員長)**

県の規定としていますが、実質的には国の規定です。教職員定数ということになりますが、県も改善の要望はしています。予算的には、国が3分の1、地方が3分の2となっていて、県が3分の2を支出しているということです。国のルールの中で県ができること、さらに市町村ができることということで、それぞれに取り組んでいる。(定数改善の) 要望は挙げつつも、(できることとして) 適正配置も考えていくということになります。

9学級というところが、ひとつの区切りになっていることは事実です。理想は、各学年に各教科1人ずつ教員がいればいいが、それでは、(目指す) 学校の規模が大きくなってしまうということです。

※主要5教科で3人の教員配置ができるのは、学年5学級(全体で15学級)の規模。

**(A委員)**

6学級と9学級ではギャップが大きすぎる。各学年で3クラスずつあるというのは理想だけれども、1つの学年で(学級が) 足りない要件を満たさなくなるので(教員が) 減らされる。ルールだからと言われれば仕方なく従ってきたのだろうが、適正配置を考えるに当たっては、併せて、教員配置を柔軟にしていかなければならないだろうと思う。

**(委員長)**

事務局で議事録をまとめていただいています、今の意見は、最終的に何かの形で反映できるように考えましょう。

他の方はいかがですか。

**(B委員)**

障害のある子どもたちの学習の場を確保するという意味で、日立市は障害者に温かい町だと思う。市立の特別支援学校も県内で日立市だけだし、全国でも市立として2番目にできたと聞いている。最近、話題となっている、発達障害についても、教育委員会内に相談窓口(こども発達

相談センター) を設けたのは、県内で日立市が最初。適正配置もそのような考えでできればいいと思う。

こうした子どもたちが安心して学べる特別支援学級は、残念ながら、ある程度の規模がないと作れないのが国・県のルール。

日立市の現状を見ていくと、小学校でも中学校でも、学年1クラスだと、できたりできなかったり、学年2クラス以上だと、確実に設置されている。国のルールが急には変わらないとすれば、各学年2学級以上あれば、(特別支援学級が設置されて) 障害を持つ子どもたちの学習の場を守ることができると思うので、素案の基準に賛成だ。

**(委員長)**

日立市の学級数の現状については、補助資料が作成されていますので、補助資料の2ページを参照してください。

他に、いかがですか。

**(C委員)**

1つの小学校から2つの中学校へ分かれて進学することになる学校を挙げていただきたい。

**(D委員)**

私が把握している中では、3つの中学校へ進学する学校もあると思う。大沼小学校が泉丘、河原子、台原へ進学する。塙山小学校が、大久保、台原、河原子へ進学する。

**(事務局)**

補助資料2ページの中学校の一覧を見ていただくと、中里中、豊浦中、十王中が小学校と中学校が合致しているが、それ以外は全て複数にまたがっている状況である。

**(E委員)**

小学校で教えてほしい。

**(事務局)**

小学校を基準に申し上げると… (次ページ表のとおり説明)

多いところでは、4つの小学校から進学してくる。台原中が一番複雑である。

小学校名	進学先の中学校	小学校名	進学先の中学校
助川小	助川中、平沢中	金沢小	台原中
会瀬小	助川中	塙山小	大久保中、河原子中、台原中
宮田小	駒王中、滑川中	油縄子小	多賀中
滑川小	滑川中	田尻小	滑川中、日高中
仲町小	平沢中、駒王中	日高小	日高中
中小路小	駒王中	豊浦小	豊浦中
大久保小	大久保中	久慈小	久慈中、
河原子小	河原子中	坂本小	久慈中、坂本中
成沢小	多賀中	東小沢小	久慈中、坂本中
諏訪小	多賀中、大久保中	中里小	中里中
水木小	泉丘中、台原中	楡形小	十王中
大みか小	泉丘中	山部小	十王中
大沼小	河原子中、泉丘中、台原中		

**(C委員)**

案としては、細かいルールをたくさん作ってしまうよりは、適正配置に特化した分かりやすい素案がいいということか。

**(委員長)**

日立市全体となると、それぞれの地域によって条件が異なるので、そこに行く前の段階の大きな方針ということです。大きな方針があって個別具体的な事柄を話し合っているというステップを踏むためのものであるということです。

他にいかがでしょうか。この素案は、議会や市民の皆様にもお見せしていくものなので、専門的な表現で分かりにくいなどのご意見もいただきたい。

**(E委員)**

例外事項というのは、「自分のところは例外に当てはまる」とみんなが思っているのではないか。実際には、全部が個別だと思う。だから、緩い感じの方針になるのだと思う。

小学校から分かれて中学校へ進学することは、なくさなくてはいけないことなのか、悪なのか。変わることで気持ちがりフレッシュする子もいるし、新しい人間関係でいろいろな勉強をすることもできると思うので、本当になくせるのかしらと思う。

**(委員長)**

1つの小学校から2つの中学校に分かれて進学することは、解消しな

くてはならないことなのかということについて、事務局としてまとめている意見はありますか。

**(事務局)**

いけないということは、全く考えていない。小中連携をする上でプラスになる部分として積極的に取り組みたいということである。いろんな中学校と関わることも良いことだと思うが、小中連携をする上では、中学校1校に対して小学校が1校、2校、あるいは3校など、グループを作ることによって連携がしやすくなるというプラス面を伸ばすことを考えて、やってはどうかとしている。分かれることが悪いというようなマイナスなことは考えていない。

**(E委員)**

調査をした上でということではなく、日立市の教育方針として、9年間をトータルで考えるということから出ていることなのか。

**(事務局)**

日立市では、平成22年度から小中連携教育を進めている。この会議では、子どもたちのより良い学習環境を作っていこうということが大きなテーマだが、小中連携を進めることで良い面が出ているので、その良い面に着目しているということである。

**(委員長)**

他の委員の皆さんはいかがでしょうか。1つの小学校から2つの中学校へ進学するということについて、変える必要はないというようなご意見はありますか。

**(F委員)**

1つの小学校から2つの中学校に進学ということは、学区が決まっている訳ではないということか。進学先の中学校は、保護者と子どもの希望で自由に選べるのか。

**(G委員)**

基本的には、学区が決まっている。学区境になっている所は選ぶことも起こり得るが、原則は決まっている。

**(F委員)**

学区に入っていれば、どんなに違う中学に行きたくても行けないのか。

**(G委員)**

部活動など、事情によっては教育委員会で考慮しているようだ。

**(事務局)**

原則は、市の規則で学区を定めている。入学前に就学する学校を保護者にお知らせしている。特殊な事情や地理的・安全上の問題、不登校や人間関係上の配慮が必要な場合、指定の学校にはやりたい部活動がないなどの場合は、教育委員会への申請で認められれば指定以外の中学校へ進学することはできる。

日立市は学区制を敷いているので、指定された学校に進学することが原則である。

**(F委員)**

了解した。

**(G委員)**

基本事項（ア）に関して。小学校としては3学級規模というのが理想だと思うが、広域的な集約が必要となると2学級が適正と考える。中学校では、教科別の配置定数があるので9学級はやむを得ないと思う。

例えば、6学級の学校は、ある教科で週4時間の授業があると、4時間×6学級で1人の教員に24時間の受け持ち時間がある。9学級では4時間×9学級の36時間を2人で13時間ずつ。先ほどのご意見のように、県への働きかけなども必要と思うが、適正規模ということを考えれば、素案の考え方でいいのだろうと思う。

小中学校の連携については、子どもたちが中学校へ行って、いろいろな意味で迷わない、カリキュラムなどいろいろなことが（小中学校間で）ブレていないということが大切で、それが、9年間を見通すということになると思う。

**(C委員)**

例外事項で、中里小中学校だけが校名が出ているが、この方針であれば校名を出すのではなく、小規模特認校ということにしてはどうか。これから、いい学校を作っていこうとする中での中里だということだと思った。

**(委員長)**

「小規模特認校について」というような書き方にした方がいいというご意見ですか。

**(C委員)**

はい。

**(委員長)**

市内では、小規模特認校は中里小中学校しかないなので、同じ意味にはなりません。

ここにこうして書くということは、「中里は例外だ」と方針が示してい

るといふことでもあります。そうではなくで、「小規模特認校」ということだけにしてはどうかというご意見ですね。

**(H委員)**

その点については、始めの2行で説明されていると思う。こういう条件だから例外だと。小規模特認校の制度を使っているというのも例外かもしれないが、ここでは、立地条件が特別だから例外だと言われているのではないか。それとも、制度的に例外だということか。立地条件が例外だから特認を受けて存続を図っているということではないのか。

**(委員長)**

事務局、どうですか。

**(事務局)**

中里小中学校は、市内の他の学校と比べて立地条件が明らかに違っている。仮に、適正配置の手法の1つとして統廃合とした場合に、隣接校がなく、統合することができない、特別な立地を有している学校と理解していただいてよいと思う。

**(委員長)**

学校名というよりは、中里地区の特殊性を表す文言を加えていただいた方がよい。小規模特認校は2次的なものであるということで、表記していただいた方がよいと思います。

**(C委員)**

理由がはっきりすれば、書き方にこだわりはない。

**(委員長)**

地域の特殊性がはっきり分かるような表現にして、中里地域は例外だと分かるように修正してください。

**(事務局)**

承知した。

**(I委員)**

例外事項の(イ)について、施設一体型又は施設隣接型小中学校の整備検討とあるが、現在このような学校はあるのか。

**(事務局)**

現在、日立市内にはない。

小中一貫教育は、小学校と中学校が近い方が効果的であると言われており、子どもたちの学習環境を良くする観点から、適正配置を進めていく中で可能性があれば、子どもたちのために積極的に検討してはどうか

という趣旨で例外事項として記載している。

学校の統合には、小学校同士、中学校同士の横の統合、小学校と中学校の縦の統合とがあるが、縦の統合をする場合、同じ敷地内に小中学校を作る、施設一体型というのが分かりやすいが、広い敷地などいろいろな条件が揃わないと難しいと思われる。そのような条件が整った学校があれば、これまで述べてきた基本事項に適っていても検討してはどうかという考え方を示したものである。

**(I 委員)**

今はないが、そのような考え方ということで理解した。

**(A 委員)**

学校の配置と学区のマップを見ながらだと、イメージできるのではないかと。

**(事務局)**

具体的な配置図は、今後の検討に必要なになると思う。個別の計画を検討する際に、準備させていただく。

**(H 委員)**

例外事項の(イ)については、例外的に検討していきましょうという項目ということか。「条件として合えば」という意味で例外だと。大きな柱には入れないということで理解してよいか。

**(委員長)**

柱として入れても、物理的に難しくてできないことの方が多い、できる場合もあるという程度だと思います。

まずは、市全体の共通の、原則的なものを作りたいと考えています。それから個別のものに進みたい。

**(H 委員)**

2ページの(ウ)から読んできて、例外事項(イ)を見ると、9年間を一貫して考えるほうが、子どもの教育の場としても、施設の在り方としてもいいですよと読める。例外事項の(イ)が例外に見えないと感じる。よくよく読むと、そうではないと分かる。適正配置をすれば、小中学校の連携が取れるので十分だと読めるが、流して読んでいくと、一貫教育を行うことが方針だ、基本事項の(ウ)を見れば、小中一貫教育が最も良いというように読めてしまう。説明を聞けば(小中一貫教育を行うことが方針だとは言っていないことが)分かる。

3ページの□の中のカッコ書きの部分も言葉が足りないように思う。

**(事務局)**

国の流れとしても、小中一貫教育を進めていこうとしているが、現実的な学校の配置などから、一貫校として集約していくことは、すぐにはできない。そこで、日立市ではグループを作って、9年間を念頭に置いた小中連携教育を行っている。小中学校の先生方が相互に子どもたちを見ていけるように、グループ化を進めた方が小中連携も取り組みやすくなるということを念頭に置いて、適正配置を進めてはどうかということが、基本事項までの考え方となる。

適正配置を進める上で、可能性があれば基本事項に全てが合っていないくても検討するということである。

**(委員長)**

小中が連携する、9年間を通して見ていくということは、義務教育を通しての教育委員会の責任という点からも、以前から言われてきたことです。

ここでの例外の理由は、施設のことだにご理解いただきたい。施設一体型で設置すると、基本事項で言われている学級数とは違う学級数になる可能性があるということが例外だと分かるように修正するというのでいかがでしょうか。

**(教育部長)**

現実に学校が設置されているので、適正規模の原則から外れるが、考えてもいいのかなということである。小学校から英語をやろうという時代にあって、小中学校の連携は一層大切なものになっている。

ご指摘があったように、分かりにくい表現だったと思うので、検討させていただきます。

**(委員長)**

基本事項の適正規模で考えれば、小学校で12学級、中学校で9学級、仮に合わせると21学級の学校となります。小中学校でそれぞれ学級が減っていくので、個別に見ると統廃合の対象になるが、小中学校の施設や敷地などが隣接していたり、一緒になることができれば、21学級には満たないけれども、例外事項として、そのような学校の存続は考えられるということかと思えます。

**(C委員)**

前提の問題だが、文科省の1クラスの基準が何人かということは記載しておいた方がよいと思う。

**(委員長)**

事務局の方で、学級規模、標準の子どもの数を書き入れるようにしてください。

**(事務局)**

承知した。

**(J委員)**

小学校から複数の中学校へ分かれていくのをなくしましょうという流れになると、かなりの学校が関わることになると思う。かなり大幅に学区を見直してグループ化を進めていく方針だというように理解してよろしいか。

**(事務局)**

物理的にも難しいところはあると思うが、可能な限り目指していきたいと考えている。

地域や学校の歴史などにも配慮しなければならないと思う。グループ化については、念頭に置いて進めていくということである。

**(委員長)**

素案は、本日、初めて見ていただいていますので、後から考えることもあると思います。本日の協議を踏まえて文言が修正される場所もあると思うので、継続して検討していきたいと思います。

では、今後のスケジュールについて、事務局からお願いします。

**(事務局)**

補助資料「今後のスケジュール」を説明。

**(委員長)**

では、本日の協議を終了いたします。ありがとうございました。

以 上